

働き方改革の

先着
50名

入場
無料

まず、重要ポイント

最優先に取り組むべき対応とは？

2019年4月から順次実施される「働き方改革関連法」は8つの法律から構成され、「規制緩和」と「規制強化」が入り交じっています。今回の講演では、「規制強化」のうち、特に企業実務に影響の大きい「労働基準法」関連に絞ってポイントを概説します。さらに、本改正を理解するうえで前提となる「原則論」も併せて概説します。

平成30年 11月6日(火)

【開場】18:20 【講演】18:50~20:00

【会場】1F BILLIE

下関市一の宮本町2-2-22 (住吉神社隣)
TEL:083-263-6555

【講師】赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文氏



✓講師プロフィール

1963年6月 出生
1984年3月 宇部高専電気工学科卒業
1984年4月 国内→外資系電気メーカーに勤務
1995年 社会保険労務士合格
1996年 下関長府にて事務所を開業
2000年 事務所を長府金屋町に移転
2009年 事務所を長府中之町に移転

【公職】

下関商工会議所専門家相談員
下関中小企業相談所専門家相談員
山口産業振興財団専門家相談員
山口県商工会連合会専門家相談員

公益社団法人 下関法人会

お問合せ TEL:083-232-6235

主催:公益社団法人下関法人会

主管:公益社団法人下関法人会 北浦支部
公益社団法人下関法人会 新下関支部

下関法人会 イベント 検索

詳細はホームページにて

一般参加者も受付致します。受講希望者は、FAXにてお申し込み下さい。

公益社団法人 下関法人会 宛
FAX:083-232-6245

「赤井孝文氏講演会」参加申込書

※満席になり次第
締切らせて頂きます。

法人名	※法人のご参加の場合のみご記入 個人は不要		会員	非会員
参加者名	申込の代表者名	参加者合計	<input type="checkbox"/> 該当を○で囲んで下さい。 <input type="checkbox"/> 個人での申し込みの場合は 氏名のみご記入ください。	
		名		